

日本フェミニスト経済学会会則

(名称)

第1条 本会は日本フェミニスト経済学会と称する。
2 本会の英語名は、The Japan Association for Feminist Economics とする。

(目的)

第2条 本会は、専門領域をこえて、フェミニスト経済学の学際的な発展をめざし、そのための研究および情報交換を行うことを目的とする。

(事業内容)

第3条 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) 公開講演会の開催
- (3) 学会誌、情報誌の発行
- (4) フェミニスト経済学国際学会 (IAFFE) など国外の組織との交流・連携
- (5) その他本会の目的達成に必要なこと

(会員構成)

第4条 本会の会員は第2条の目的に賛同して入会した、研究者、政策立案者、市民等をもって構成する。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会員1名の推薦をもって、事務局に入会申込書を提出し、幹事会の審議を経て、その承認を得なければならない。幹事会は、入会希望者が本会の目的または倫理規程に反するおそれがある機関・団体に所属していると認めた場合、またはそのような活動を行っていると認めた場合、その他幹事が本会の運営に照らして不適切と判断した場合には、入会を承認しないことができる。

(会費)

第6条 会員は所定の会費を納入するものとする。
2 会費の額は総会で決定する。

(退会および退会処分)

第7条 会員は書面(事務局への郵送、メール等)をもって事務局に通知すれば退会することができる。
2 会費を3年間滞納した会員は自然退会したものとみなす。自然退会となった者が再入会を希望する場合には3年分の会費額を納めることを原則とする。
3 会員が次の各号のいずれかに該当すると幹事が認めた場合には、当該会員に弁明の機会を与えた上で、幹事会の議を経て総会に退会処分案を提出し、総会において出席会員の3分の2以上の賛成をもって、退会処分とすることができます。
(1) 本会の会則または倫理規程に違反したとき
(2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的を妨げる行為を行ったとき
(3) その他、退会処分とすべき正当な事由があると幹事が認めたとき

(幹事)

第8条 本会に幹事若干名を置く。

(幹事会)

第9条 幹事会は総会において一般会員中より選出された選出幹事と第15条第5項に定める指名幹事により構成する。

(代表幹事)

第10条 幹事のなかから代表幹事1名を選出し、本会の代表者とする。

2 代表幹事は、総会の議長をおこない、また幹事会を主催する。

3 代表幹事の任期は2年とし、再任は継続して2回かぎりとする。

(幹事の任期)

第11条 幹事の任期は2年とし、再任はさまたげない。

(会計監査)

第12条 本会に会計監査2名を置く。その選出は、幹事会が会員中より推挙し、総会で承認を得るものとする。任期は2年とする。

(総会・臨時総会)

第13条 本会は毎年1回総会を開催する。

2 幹事の過半数が必要と認める時、または会員の3分の2以上の請求がある時は臨時総会を開催する。

(総会の議長・採決方法)

第14条 総会における議長は代表幹事がこれにあたる。総会の決定は、第7条第3項および第16条のほかは出席会員の過半数により、可否同数の場合は議長の決定によるものとする。

(幹事会の運営)

第15条 幹事会は必要に応じて開催し、会の運営にあたる。

2 幹事会は運営上の事務を執り行うために事務局を置く。

3 代表幹事は事務局長を指名し、幹事会の承認を得ることとする。

4 事務局長は幹事とする。

5 幹事会は必要に応じて、第9条に定められた選出幹事の他に、会員の中から幹事を指名して加えることができる（指名幹事）。

(会則変更・会の解散)

第16条 本会則の変更、または本会の解散には、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日～翌年3月31日とする。

付 則

1 本会則は2008年4月19日より施行する。

一部改正；2017年7月8日

一部改正；2025年7月26日